

## 情報共有システム活用実施要領（建築工事）

### （趣旨）

第1条 本要領は、工事施工中の受発注者間の業務効率化を図るため、情報共有システムの活用について必要な事項を定めたものである。

### （定義）

第2条 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

### （対象工事）

第3条 情報共有システムの利用対象は、静岡県交通基盤部が発注する建築工事（建築設備工事を含む）のうち、別途定める工事を対象とする。

### （実施手続）

第4条 対象工事は、特記仕様書を添付し発注手続きを行うものとする。

### （利用システム）

第5条 情報共有システムは、原則として、静岡県の推奨するシステムを利用する。それ以外の情報共有システムを利用する場合は、監督員と協議を行い、承諾を得るものとする。

### （積算の取扱い）

第6条 情報共有システムの利用に要する費用は、情報システム費（別紙明細）として共通仮設費に積上げ計上するものとする。

### （運用）

第7条 情報共有システムを利用する場合の運用については、「静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン（以下、「情報共有ガイドライン」という。）に基づき実施する。